



平成 31 年 4 月 10 日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>人工内耳体外機交換時の購入への補助について</p>	<p>(担当)</p> <p>保健福祉部障がい療育支援課 障がい支援係</p> <p>担当氏名 菊澤 弘幸</p> <p>電話 0544-22-1145</p> <p>内線 2127</p>
<p>セールス ポイント</p>	<p>県内でトップレベルの利用者負担額カバー</p>
<p>(要旨)</p> <p>富士宮市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づき障がい者のための日常生活用具の支給を行っています。 平成 31 年 4 月 1 日から日常生活用具の支給対象に人工内耳体外機を加えます。</p> <p>(内容)</p> <p>重度の難聴者（児）が使用する音声信号処理装置等の人工内耳体外機については、破損した場合等において医療保険が適用されますが、耐用年数等による交換については保険が適用されないことから、交換にあたり高額負担となっています。こうした状況から、全国や本県の一部の自治体では、人工内耳体外機を日常生活用具の支給対象としています。 当市においても人工内耳体外機を利用する障がい者がいることから、新たに人工内耳体外機を日常生活用具の支給対象に加え、基準額を県下で最高額である 50 万円とすることで、障がい者の福祉向上を目指します。 支給を受けるには申請が必要になります。</p> <p>(添付資料)</p>	